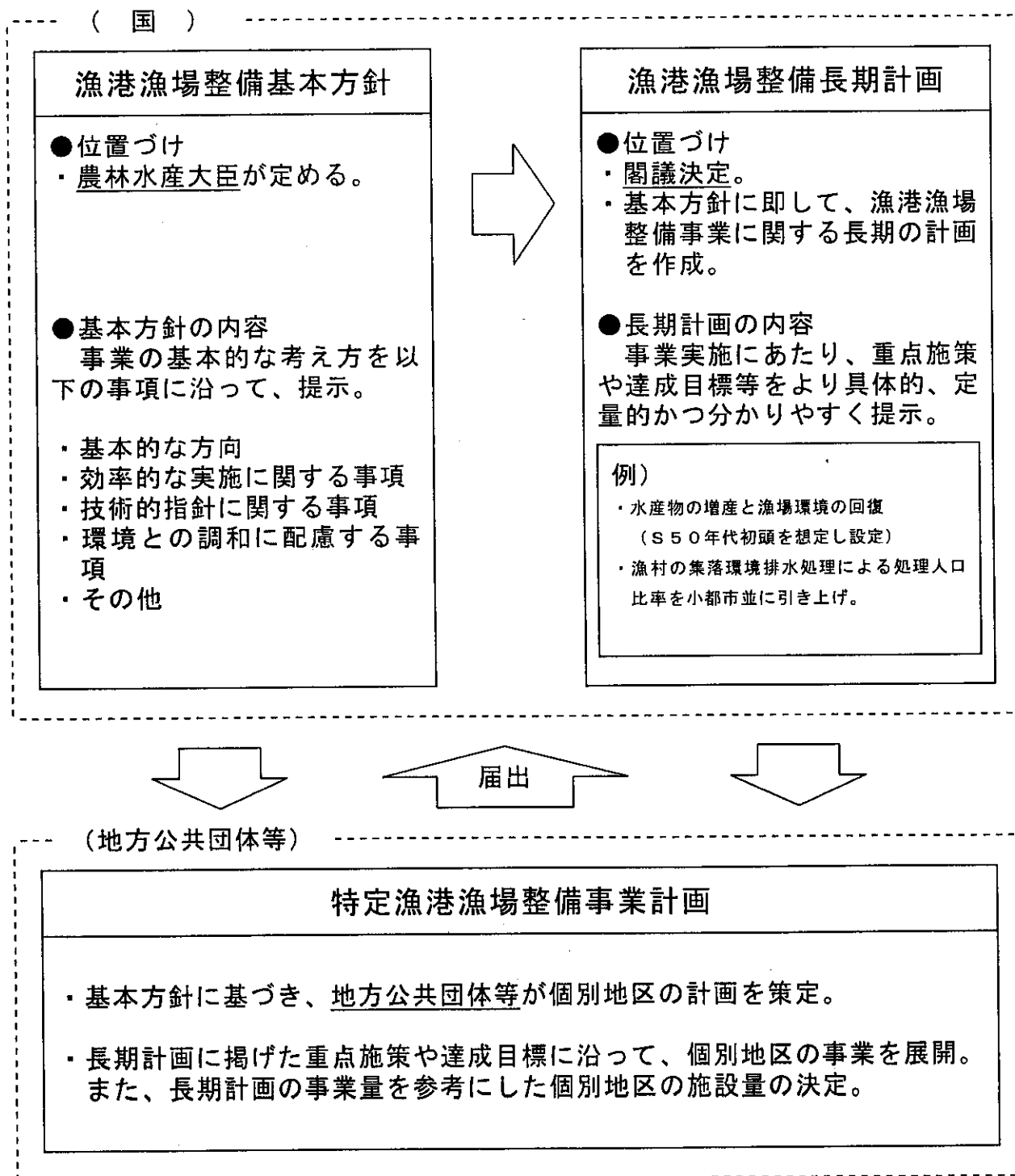


漁港漁場整備法に基づく制度の概要について

- ・ 漁港漁場整備基本方針
- ・ 漁港漁場整備長期計画
- ・ 特定漁港漁場整備事業計画



新たな漁場・漁港・漁村の構造改革計画について

－漁港漁場整備長期計画（案）の概要－

水産資源の適切な管理と持続的利用を推進し、水産業の抜本的な構造改革を図るため、以下の新たな視点を踏まえたものとする。

<新たな視点>

- 1 国民ニーズに見合った水産資源の維持・保全を行うとの観点から、漁場・漁港・漁村全体の総合的・効率的な整備の実施を基本（2つの長期計画の一本化）
- 2 「漁業者」重視から「消費者、国民」の視点に立って、水産物の増産、生産流通機能の改善等の定量的なアウトカム目標を設定し、効率的な事業実施を重視
- 3 水産資源の生息環境を保全・創造するため、環境創造型事業の徹底

	現行計画	新計画（要求）
【計画目標】		
① 目標	定性的・抽象的目標 (我が国周辺水域の高度利用、消費者のニーズに合致した水産物の安定供給等)	定量的・具体的なアウトカム目標 例)・水産物の増産と漁場環境の回復 (S50年代初頭を想定し設定) ・漁村の集落環境排水処理による処理人口比率を小都市並に引き上げ *上記目標の達成時期を明示
② 達成状況のフォロー	—	・事前評価・事後評価の厳格な適用による達成状況のフォローアップ
③ 整備対象	ハード施設 (防波堤、岸壁等)	・ハードとソフトの一体的な推進 (資源管理、流通対策、担い手対策等)
【事業量】		
① 投資額	有 (合計3兆6千億円)	—
② 整備量	整備すべき個別の漁港名と施設名を記載	・水産物の増養殖並びに生産流通の効率化を図る拠点のうち、概ね1100地区 ・藻場・干潟の概ね5千haに相当する水産資源の生息環境の保全・創造 ・漁村地域の活性化を緊急に図るべき地域のうち、概ね430地区 ・事前評価によって目標が達成される地域に限って実施
【事業推進】	—	・コスト縮減やPFI事業の導入、ハードとソフト一体的推進、NPO 参画PFI実施等事業の効率化手法を設定 ・異なる分野の計画間の連携推進